

令和 7 年度

定期監査報告書

日南串間広域不燃物処理組合監査委員

日串広不燃監第 28 号
令和 8 年 1 月 5 日

日南串間広域不燃物処理組合管理者 高 橋 透 様
日南串間広域不燃物処理組合議会議長 川 崎 千 穂 様

日南串間広域不燃物処理組合監査委員 蟹 原 浩 身

日南串間広域不燃物処理組合監査委員 谷 口 慎 二

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、令和 7 年度の定期監査を次のとおり実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

定期監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査
(地方自治法第292条による規定の準用)

2 日南串間広域不燃物処理組合監査基準への準拠

日南串間広域不燃物処理組合監査基準に準拠し、監査を実施した。

3 監査の対象

日南串間広域不燃物処理組合

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に執行されているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを主眼とし、下記項目について検証した。

- (1) 収入、支出に係る事務は関係法令等に基づき適正に処理されているか。
- (2) 契約に係る事務は適正に処理されているか。
- (3) 補助金等の交付は適正に行われているか。
- (4) 公金及び準公金の管理は適正に行われているか。

5 監査の実施内容

監査にあたっては、予算の執行状況、事務事業の執行と管理運営について、関係書類の照合、調査、確認を抽出の方法(試査)により行うとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

6 監査の実施場所及び日程

実施場所 : 監査委員事務局執務室
日 程 : 令和7年6月23日～令和7年11月28日

7 監査の結果及び意見

監査の結果、財務に関する事務及び経営に係る事業については、関係法令等に準拠して執行されており、適正に処理されているものと認められた。

なお、改善を要する軽微な事項については、その都度指導を行い、記述を省略した。

日南串間広域不燃物処理組合の一般廃棄物最終処分場は、供用開始後 28 年が経過し、施設の老朽化が進行している。埋立状況については、測量点見直し等により残余容量が減少し、今後利用可能な期間は 18 年程度と見込まれている。昨年度からの利用見込み年数と比較して約 4 年短縮されていることから、今後とも施設の安全管理に万全を期しつつ、施設延命化に向けた取組を一層推進していただきたい。